

自転車安全運転体験出前講座実施要領

1 趣 旨

近年における交通死亡事故の状況をみると、高齢者の占める割合は高率で推移しており、自転車利用中の被害も多い。

また、交通事故の加害者として、自転車利用者に対する高額賠償事例もあり、自転車利用者は交通ルールの遵守と交通マナーの実践を図る必要があることから、自転車の運転に特化した交通安全出前講座を実施し、自転車による交通事故の減少につなげることを目的とする。

2 内 容

県が委託する業者（以下、「委託業者」という。）が会場まで出張し、①県内の交通事故の状況についての説明、②自転車シミュレータの説明、③同シミュレータを使用した運転体験及び運転結果に基づく振り返りを行う。

3 派遣対象等

(1) 市町村、学校、地域の自治会及び老人クラブ等（以下、「市町村等」という。）が主催する交通安全教室及び交通安全啓発イベント等（以下、「教室等」という。）を対象とする。

(2) 次に掲げるもののいずれかに該当すると認められる場合には、派遣対象としない。

ア 収益事業など営利活動の一環として実施するもの

イ 特定の政治的または宗教的活動を目的とするもの

ウ 公序良俗に反するもの

エ その他、当該事業の目的に反するもの

(3) より多くの県民の方の利用を図るため、原則として同一参加者等による利用とならないよう配慮する。

(4) 1回の講座の参加人数は、15～30人程度を目安とする。（学校については、1回の講座に1クラスを目安とする。）

4 派遣日時

原則として、（土日祝日を含む）10時から16時とし、教室等の時間は概ね1～2時間程度とする。（シミュレータの設置及び撤去の時間を除く。）

ただし、委託業者との協議により、申込者に対し、他の日程での開催を提案できるものとする。

※なお、設置及び撤去には30分程度かかります。

5 会 場

教室等を開催する会場は、原則として市町村等の申込者側が用意するものとする。

なお、自転車シミュレータを使用するうえでの注意事項は下記のとおりである。

*シミュレータの操作及び説明は、委託業者が行います。

*シミュレータ使用にあたり、電源（コンセント）は2箇所必要です。

6 費用の負担

(1) 会場の使用料等については、申込者側の負担とする。

(2) 派遣に係る申込者側の費用負担（委託業者の旅費等）は、一切不要です。

7 申込方法等

(1) 申込み

申込者は、原則として教室等の開催希望日の2週間前までに、出前講座申込書（別添様式1）を県（環境生活部県民生活課）にFAX、郵送またはメールにより提出する。

(2) 県は、申込書の受け付け、委託業者と実施日時の調整を行い、出前講座の派遣依頼を行う。

(3) 委託業者は、申込者の意向を十分聴取したうえで、開催日時及び講座内容の調整を行う。

*出前講座の概ねの流れは、別紙1のとおり

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。